

平成 26 年 9 月 19 日

各位

会 社 名 株式会社アスラポート・ダイニング 代表者名 代表取締役社長 檜 垣 周 作 (コード番号 3069 JASDAQ) 問合せ先 取締役管理本部長 中 村 敏 夫 (TEL. 03-6459-3235)

# レゾナンスダイニング株式会社の株式の取得(子会社化)及び 平成27年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 19 日開催の取締役会において、レゾナンスダイニング株式会社(以下「レゾナンスダイニング」といいます。)の全株式を取得し(以下「本株式取得」といいます。)、同社を完全子会社とすることを決議し、またそれにより平成 27 年 3 月期通期連結業績予想を修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 株式取得の理由

当社は焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で約350店舗を展開しておりますが、 昨年より新たに「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進 出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。

外食産業は、業態によっては景気回復の恩恵を受けながらも、全般的には原材料価格の上昇や企業間競争の激化など経営環境は楽観を許さない状況にあります。そうした中、当社はブランドポートフォリオの多様化を戦略の一つに掲げ、新たなブランドの獲得にも積極的に取り組んでおります。一方、レゾナンスダイニングは、関西を中心に九州スタイルの焼き鳥業態である「ぢどり亭」「浪花屋鳥造」を約30年にわたって展開し、近年は関東地方での店舗も拡大して、現在は全国で90店舗を直営及びフランチャイズで運営しております。

また、レゾナンスダイニングは当社の実質的な親会社である阪神酒販株式会社の100%子会社であり、当社子会社の株式会社プライム・リンクはレゾナンスダイニングと業務提携し、レゾナンスダイニングのブランド「浪花屋鳥造」の関東の一部店舗を運営しているという関係があります。

このたび、こうした業務提携をより効率的に進めること、また当社グループのブランドポートフォリオの強化と最適化を行うことを目的として、レゾナンスダイニングの全株式を取得し、完全子会社化することと致しました。当社にとっては関西の鳥業態の強化が可能となるとともに、特徴ある鳥業態であるレゾナンスダイニングのブランドの出店を、当社グループのフランチャイズノウハウを活かして関東地区で増やしていくことができると考えております。また、柔軟かつ機動的に資源の配分を行いながら、外食事業の競争力の向上とともに、「食のバリューチェーン」の強化に取り組むことが可能になると判断し、さらなる収益力の強化と企業価値の向上が図れるものと考えております。

## 2. 異動する子会社 (レゾナンスダイニング) の概要

英期りる十云社(レノナン Aタイーング)の							
(1)	名称		レゾナンスダイニング株式会社				
(2)	所在地		大阪市中央区南船場 1-8-11 アラメゾン				
(3)	代表者の役職	・氏名	代表取締役社長 齊藤 隆光				
(4)	事業内容		居酒屋の直営店及びフランチャイズ本部の運営、食材の 製造及び販売				
(5)	資本金		20 百万円				
(6)	設立年月日		平成6年9月21日				
(7)	大株主及び持株	比率	阪神酒販株式会社	± 100%			
(8)	(8) 上場会社と当該会社 の関係						
	資 本 関	係	該当事項はありま	きせん			
	人 的 関	係	当社取締役2名及び従業員1名がレゾナンスダイニング 取締役を兼務しております。				
	取 引 関	係	レゾナンスダイニングが運営する「浪花屋鳥造」の2店 舗を平成24年10月に譲り受け、当社が直営店として運				
			営しております。				
	関連当事者 該当事項	~ <i>O</i>	レゾナンスダイニング、当社とも阪神酒販株式会社を親 会社としており、関連当事者にあたります。				
(9)	最近3年間の経営	営成績及			(単位:百万円)		
			平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期		
純	資	産	270	273	283		
総	資	産	446	484	526		
1 株当	1 株当たり純資産(円)		677, 015	682, 859	708, 223		
売	売 上 高		993	1, 085	1,082		
営	業利	益	0	9	12		
経	常利	益	8	13	17		
当	期 純 利	益	4	2	10		
1 株当	たり当期純利益	:(円)	12, 363	5, 843	25, 362		
1 株当	たり配当金	(円)	_	_	_		

## 3. 株式取得の相手先の概要

(1)	名称	阪神酒販株式会社
(2)	所在地	兵庫県神戸市兵庫区吉田町2-13-6
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 檜垣 周作
(4)	事業内容	EC 事業、貿易事業、酒類・飲料・食品の製造、卸・小売販売 事業
(5)	資本金	190 百万円

(6)	設立年月日	昭和 35 年 11 月 2 日
(7)	直近事業年度の純資 産	311 百万円
(8)	直近事業年度の総資 産	2,651 百万円
(9)	大株主及び持株比率	檜垣 周作 62.5%
(10)	上場会社と当該会社 の関係	
	資 本 関 係	阪神酒販株式会社は当社株式の 54.33%を保有する親会 社(HSIグローバル株式会社)の100%株主です。
	人 的 関 係	当社取締役1名が阪神酒販株式会社取締役を兼務しており、当社監査役1名が阪神酒販株式会社監査役を兼務しております
	取 引 関 係	株主優待商品の一部を仕入れております。
	関連当事者への該 当 事 項	阪神酒販株式会社は当社株式の 54.33%を間接保有する 親会社であり、関連当事者に該当します。

(注) (10) 上場会社と当該会社の関係の欄において記載しております阪神酒販株式会社の当社株式の間接保有比率について、阪神酒販株式会社の当社株式の間接保有数は平成 26 年 3 月 31 日時点、当社の発行済株式総数は平成 26 年 9 月 18 日時点の数値を使用して算出しております。これは、平成 26 年 3 月期末以降に新株予約権の行使及び無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により発行済株式総数が変動していることによります。

#### 4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

		0株	
(1)	異動前の所有株式数	(議決権の数:0個)	
		(所有割合:0%)	
(2)	取得株式数	400 株	
(2)	以付休八级	(議決権の数:400 個)	
		レゾナンスダイニングの普通株式	670 百万円
(3)	取得価額	アドバイザリー費用等(概算額)	2百万円
		合計 (概算額)	672 百万円
		400 株	
(4)	異動後の所有株式数	(議決権の数:400 個)	
		(所有割合:100%)	

### 5. 本株式取得の取得価額の算定根拠について

本株式取得は、当社の親会社である阪神酒販株式会社との取引であり、支配株主との取引等に該当いたします。そのため、当社は、少数株主保護の目的で、本株式取得の取得価額の決定に至るまでに次の対応を実施しております。

まず、支配株主との取引に関する「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」、「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」については、8.(1)(2)及び(3)に記載のとおりであります。

また、本株式取得の取得価額の算定については、その公正性・妥当性を確保するため、当社、 レゾナンスダイニング及び阪神酒販株式会社から独立した第三者算定機関であるアストライズ会 計事務所に株式価値の算定を依頼しました。

レゾナンスダイニング株式の価値算定について、上記第三者算定機関であるアストライズ会計事務所は、次の理由により、類似会社比較法及びDCF法を採用しております。すなわち、株式価値の算定に際して、対象会社が他の上場会社と類似した事業を営んでおり、財務状況が近似していれば、対象会社の株価は当該類似会社とほぼ同様の評価がなされるであろうとの論理の下に類似会社比較法を採用し、また、対象会社が生み出す将来のキャッシュフローを現在価値に割り引いて事業価値を算出し、さらに事業価値からネット有利子負債等を差し引くことで株式価値を算出するDCF法は、企業を継続企業体として動態的に捉える評価手法であり、将来の事業活動の状況を評価に反映できることからDCF法を採用することにしたとのことです。

アストライズ会計事務所が上記各手法に基づき算定した対象会社の普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

算定方法	1株当たりの価値の評価レンジ		
類似会社比較法	1,083 千円~1,949 千円		
DCF法	1,960 千円~2,310 千円		

なお、両社から独立した第三者算定機関であるアストライズ会計事務所による算定結果は、本株式取得の取得価額の公正性について意見を表明するものではありません。

まず、類似会社比較法では、レゾナンスダイニングの事業との類似性を総合的に勘案して類似会社を選定し、これら上場会社の収益性等を示す指標であるEBIT、EBITDA、純利益との比較分析に基づき、対象会社株式の1株当たりの価値の範囲を1,083 千円から1,949 千円と算定しております。

次に、DCF法においては、平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク等を勘案した一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を分析し、対象会社の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,960 千円~2,310 千円と算定しております。割引率は 5.56%~6.56%を採用しており、継続価値の算定に当たってはいわゆる永久成長法を採用し、永久成長率は 0%として算定しております。算定の前提とした事業計画は、本件統合の実施を前提としており、合理的な範囲で事業計画の見直しを実施しております。

アストライズ会計事務所がそのDCF法による算定の基礎とした対象会社財務予測は以下の通りです。

(単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	1,103	1,148	1,198	1,255
営業利益	46	52	52	60
EBITDA	51	57	57	65
フリーキャッ				
シュフロー	19	30	33	35

なお、財務予測数値のうち、営業利益、EBITDAについて2.(9)最近3年間の経営成績及び財政状態の営業利益と比較して増加しておりますが、これは当社の連結子会社となることにより、現在の親会社への業務委託料等が減額となる見込みを反映させていることによります。

上記算定結果を受け、公平且つ対当な立場で交渉・協議するように努め、その結果、本株式取

得に係るレゾナンスダイニングの1株あたりの価値を1,675千円とすることで合意いたしました。この金額は、第三者算定機関の評価レンジ(1,083千円~2,310千円)の中央値よりも低額であります。なお、一般的に用いられることが多いDCF法に基づく評価レンジ(1,960千円~2,310千円)で比較した場合は、当該レンジの下限値を下回る金額となっています。

以上のことから、当社としましては、本割当ての内容は当社株主の利害を害するものではなく、 合理性を有すると判断致しました。

なお、当社取締役会は、アストライズ会計事務所より対象会社普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、アストライズ会計事務所による上記算定結果の合理性を確認しております。

### 6. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 26 年 9 月 19 日
(2) 契約締結日	平成 26 年 9 月 19 日
(3) 株式譲渡実行日	平成 26 年 9 月 30 日

#### 7. 今後の見通し

今回の株式取得により売上高および各利益が増加する見込みとなることから、当社は平成27年3月期の連結業績予想を以下の通り修正致します。なお、第2四半期連結業績予想につきましては、当該株式譲渡実行日が9月30日であり第2四半期の業績には影響しないため、変更はありません。

平成27年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

(単位:百万円)

					(TE 1311)
	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円銭
前 回 発 表 予 想 (A)	10, 426	674	601	342	18. 44
今回修正予想(B)	11, 026	696	623	355	19. 13
増 減 額 (B-A)	600	22	22	13	
增 減 率(%)	5.8	3. 3	3.7	3.8	
(ご参考) 前期通期実績 (平成 26 年 3 月期)	9, 396	562	460	300	16. 41

### 8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式取得は、当社の親会社である阪神酒販株式会社との取引であり、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成26年7月14日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主の取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社等との取引については、一般の取引と同様に公正かつ適正な条件で行っており、少数株主の利益に反しないよう適切に対応しております。」

本件株式取得に際しては、下記(2)及び(3)に記載のとおり、必要となる措置を講じて

おり、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件株式取得における株式取得価格の公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるアストライズ会計事務所に株式価値の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。当社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式取得価格により本件株式取得を行うことといたしました。

なお、当社は第三者算定機関から株式取得価格が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

また、利益相反を回避するため、レゾナンスダイニング取締役を兼務する当社取締役である 阿部洋介氏及び小林剛氏、当社の代表取締役であり、阪神酒販の代表取締役を務める檜垣周作 氏、阪神酒販出身の取締役である中村敏夫氏は、本日開催の当社の取締役会において、本件に 関する審議及び決議には参加しておらず、また、本件株式取得に関する協議・交渉には参加しておりません。

また、当社取締役会においては、当社の監査役3名全員(うち社外監査役2名)が取締役会により本件株式取得の決議について異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、本件株式取得に至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、 北村・平賀法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、法的な観点から本件株式取得の諸手 続き及び対応等について助言を受けております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、阪神酒販株式会社と利害関係のない社外監査役である阿部夏朗氏及び阪神酒販株式会社と利害関係のない社外取締役である宇野友三郎氏から、平成26年9月19日に、本株式取得は、関西地区での鳥業態の強化及び関東地区でのレゾナンスダイニングブランドの出店数増加により、当社グループのブランドポートフォリオの強化と最適化を図ることができるという点で、企業価値向上策を実現するために有益であることが認められ、当社は企業価値の向上を目的に本株式取得を実施するものであることが認められること、かつ本件株式取得の交渉過程の手続きにおいてもその適正性を疑わせるような特段の事情は認められず、さらに株式取得価格決定の過程においても、当社の少数株主の利益を不当に損なうような不合理な点は認められず、対価の公正性についても妥当であることより、本件株式取得は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を受領しております。

以上